

藤沢市手数料条例の一部改正について
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第4の1の表19の項中「又は第12項ただし書」を「第12項ただし書又は第13項ただし書」に改め、同表22の項、29の項、32の項、41の項、48の項及び59の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第6の1の表10の項中「75,000円」を「67,000円」に改める。

別表第7の1の表2の項中「530,000円」を「570,000円」に、
「830,000円」を「880,000円」に、「1,010,000円」を
「1,070,000円」に、「1,120,000円」を「1,200,000円」に、
「1,420,000円」を「1,520,000円」に、「1,660,000円」を
「1,780,000円」に、「3,880,000円」を「4,070,000円」に、
「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を
「6,490,000円」に、「1,130,000円」を「1,180,000円」に、
「1,340,000円」を「1,410,000円」に、「1,500,000円」を
「1,580,000円」に、「1,830,000円」を「1,940,000円」に、
「2,140,000円」を「2,260,000円」に、「4,350,000円」を
「4,550,000円」に、「5,570,000円」を「5,820,000円」に、
「6,770,000円」を「7,070,000円」に、「5,750,000円」を
「5,930,000円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」に、
「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表6の項中

「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に、「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に、「9,100,000円」を「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表8の項中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に、「2,660,000円」を「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,830,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、本市における手数料について同様に変更する等のため、所要の改正をする必要による。